

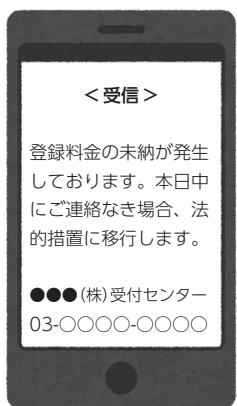
心当たりのないメールには反応しないで!!

「有料サイトの未納料金を請求するSMS(ショートメッセージサービス)が届き、支払ってしまった」などの迷惑メールをきっかけに他のトラブルにつながってしまう相談が多く寄せられています。

事例

2週間前、スマートフォンに大手通販会社の名前で、有料サイトの料金が未納になっているとメールが届いた。身に覚えはなかったが、連絡しないと「法的措置を取る」とあったので電話したところ、2年前に登録されており、無料期間終了後の料金約19万円が未納になっていると言われた。未納料金の支払い方法として、コンビニでプリペイドカードの購入を指示され、カードの番号を相手に教えた。その後、友人に詐欺ではないかと言われ、警察に相談したところ、詐欺だとわかった。

「法的措置をとる」「裁判をする」などと消費者の不安をあり、連絡をとるように誘導する架空請求の手口です。



ストップ〜トラブル〜

- 心当たりのない不審なメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いた場合は、決して返信・連絡をしてはいけません。
- 身に覚えのない内容のメールに対して「間違いです」と返信や電話をしてしまうと、自分のメールアドレスや電話番号を教えることとなります。メールは無視してください。
- 実在する事業者名が記載されていても、身に覚えのない請求や不審な請求は支払ってはいけません。
- 業者がプリペイドカードの購入を指示する場合、詐欺事業者である場合が多いので、指示されてもカードを購入したり、そのカード番号などを伝えることは絶対に行わないようにしましょう。

★不安になった場合やトラブルになった場合は、上三川町消費生活センターや警察へ相談しましょう。

上三川町消費生活センター

- ▶相談日時=月～金(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
- ▶相談場所=上三川町消費生活センター(役場3階)
- ▶相談専用電話番号=☎(06)9153



総務課 交通防災係
☎9115

▼問い合わせ先

HPをご覧ください。左記までお問い合わせください。

迷惑電話を撃退!!

上三川町では、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺から町民の財産を守るため、無償で「特殊詐欺撃退器」を貸し出す取り組みを行っています。

「特殊詐欺撃退器」とは、固定電話に設置するもので、電話着信時に、「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」と警告アナウンスを流し、会話を自動録音するものです。

なお、詳細につきましては、HPをご覧ください。左記までお問い合わせください。

架空請求に気をつけて!!

上三川町消費生活センターに「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から裁判のハガキが届いた、「メールで有料サイトの料金未納のメールが届いた」、といった相談が急増しています。不審なハガキ、不審なメールが届いても、絶対に相手に連絡しないでください。

こんなハガキが送られています

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(て)124裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

実際に裁判になった場合は裁判所名で「特別送達」の封書が届きます。

契約先、契約内容を明かさない。

連絡するように不安をおぼる。

期限を定めて、慌てさせる。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

公的機関のような名前を名乗っているが、実在しない。

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日
法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-0000-0000
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)



架空請求は無視!!

- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 公的機関のような名称をかたったハガキを送り、巧みに不安をおおって連絡させるように仕向け、お金を振り込ませることを目的とした典型的な架空請求の手口です。
- 書かれている電話番号に連絡をすると弁護士等の紹介費用と称し、金銭を要求されるといった情報も寄せられています。

